

熱中症対策を怠らないようにしましょう！

職場における労働衛生対策

検索

高校生等を使用する事業主の皆さんへ

～年少者にも労働基準法等が適用されます！～

高校生等を、夏休み期間中に臨時的に使用される事業主もあると思われます。
18歳未満の年少者を使用する場合にも労働基準法等が適用されます。年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。このような趣旨を十分ご理解いただき、特段の配慮をお願いします。
また、中学生は原則使用禁止ですので、重ねてご留意ください。

主な保護規定	ポイント
労働条件の明示	「労働条件通知書」を交付しましょう。
賃金の支払い	最低賃金以上の金額を支払いましょう。
労働時間	1週間40時間、1日8時間以内としましょう。
休憩時間	6時間を超えるときは、途中に45分以上の休憩を与えましょう。
休日	原則として休日は毎週1日与えましょう。
年齢証明書等の備付け	事業場に住民票記載事項証明書等を備えましょう。
労働時間・休日の制限	時間外・休日労働は禁止です。
深夜業の制限	22時から翌5時まででは使用禁止です。
危険・有害業務の制限	機械運転、高所作業、特殊の遊興的接客業等就業が制限、禁止されている業務が多々あります。
雇入れ時の安全教育	仕事に必要な安全衛生教育を行いましょう。
労働災害補償	業務上又は通勤による災害は、災害補償の対象です。

労基署
だより

第102号
H28.7.25

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 694円

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/v/ar/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf>)

大島郡地域産業保健センターのご案内

大島郡地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場の労働衛生管理の向上を図ることを目的として、健康診断実施後の対応として、

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果についての医師からの意見聴取(就業判定を含む)

長時間労働者及びビストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

などを実施しています。是非、お気軽にご利用ください。

厚生労働省の委託事業ですので、費用は無料です。

お申し込み、ご質問等は、下記までお願いします。

大島郡地域産業保健センター 奄美市名瀬塩浜町3-10 大島郡医師会館3階

TEL 0997-53-1993

FAX 0997-54-0597

携帯 070-2197-8602

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。
はいり りうどう
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

働き方・休み方改善ポータルサイト

～効率的に働いてしっかり休むために～

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。